

厚木看護専門学校同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は神奈川県総合リハビリテーション事業団厚木看護専門学校同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と資質の向上をはかり母校の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は神奈川県総合リハビリテーション事業団厚木看護専門学校の卒業生をもって構成する。
会員は卒業と同時に氏名、勤務先を第8条に定める当該回生幹事に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(運 営)

第4条 本会は会員から徴収した会費をもって自治運営とする。

(事 務 所)

第5条 本会の事務所は神奈川県総合リハビリテーション事業団厚木看護専門学校内におく。

(事 業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 本会の活動について厚木看護専門学校ホームページに適宜掲載する。
2. 会員名簿の原本は本会及び本会が委託した名簿管理業者が保管する。

第2章 役員会等

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 書 記 1名
4. 会 計 2名
5. 会計監査 2名

(幹 事)

第8条 本会に各科各回生から幹事2名をおく。

(顧 問)

第9条 厚木看護専門学校学校長を顧問とする。

(役員を選出と構成および任期)

第10条 役員を選出方法と構成および任期は次の通りとする。

1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査は総会に於て、会員の中から選出する。
2. 役員任期は2年とし、任期終了後も後任者の就任するまで存在するものとする。
3. 役員再任はこれを妨げない。
4. 会長に事故のある場合は、その期間副会長が任務を代行する。
5. 会長以外の役員が任務を遂行できないと役員会が認めた場合の後任者は会長が任命する。
6. 幹事選出方法および任期は次の通りとする。1) 各科各回生より2名互選し会長に報告する。

2) 幹事の任期は原則として2ヵ年とする。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会の仕事について事項全般を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
3. 書記は総会および役員会において議事録を作成保管し、通常総会において会員に報告する。
4. 会計は本会の会計一切を計らい金銭の収支を明確に記帳し、通常総会において決議を会員に明示する。
5. 会計監査は本会の会計処理について年度決算終了後の定期監査その他随時臨時監査を行う。

(幹事の仕事)

第12条 幹事の仕事は次の通りとする。

1. 幹事は当該回生と役員会との連絡をはかる。
2. 会長が必要と認めたときは役員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 会 議

(会 議)

第13条 会議は総会および役員会、幹事会とする。

【総 会】

1. 総会は本会の 高決議機関とし、通常総会および臨時総会に分け会長がこれを召集する。
2. 通常総会は2年に1回6月に開催し、出席者をもって成立する。
3. 会長は通常総会開催1ヵ月前に全会員に開催日時、場所および議題を告示する。
4. 臨時時総会は会長が認めたとき、会員の1/3または役員半数の要求があったとき会長が原則として開催前日までに全会員に開催日時、場所および議題を告示してこれを召集する。
5. 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- 1) 予算の承認。
- 2) 決算の承認。
- 3) 事業計画案の承認。

【役員会】

1. 役員会は総会に次ぐ決議機関とし、通常役員会と臨時役員会に分け会長がこれを召集する。
2. 通常役員会は6ヵ月に1回開催し、役員2/3以上の出席により成立する。
3. 通常役員会の開催はその10日前迄に会長が全役員に告示するものとし議長は会長がこれにあたる。
4. 臨時役員会は会長が必要と認めたときに開催し、役員2/3以上の出席により成立する。

【幹事会】

1. 幹事会は役員会との連絡・調整機関とし、会長が必要と認めたときに開催する。

第4章 会 費

(会 費)

第14条 会費は厚木看護専門学校入学時に入学金と共に10,000円納入する。会費は、厚木看護専門学校に代理徴収を依頼する。また、厚木看護専門学校在籍中、退学する場合は、会費を返金する。

～同窓会会則3～第15条 臨時に会費を徴収する必要があるときは総会、または役員会の議決を経るものとし議長は会長がこれにあたる。

第5章 会 計

(会 計)

第16条 本会に会計を設け以下の業務を遂行する。

1. 本会の会計年度は4月1日～3月31日までとする。
2. 本会の経費は会費、寄付金、その他雑収入をもってこれにあたる。
 - 1) 広告を会報に載せる事業を行なうことができる。
3. 会計は経常的な支出について債権者、または受取人に支払いをしようとするときは相手方から領収書、または徴収印を徹しその都度現金、出納簿に記帳する。
4. 本会の基本金は会費収入の1/5をもってこれにあてる。
基本金を消費することはできない。ただし、役員会において役員の2/3の同意があれば消費することができる。

第6章 帳 票

第17条 本会に次の帳票を設ける。

1. 伝票類綴：領収書、その他の伝票をとりまとめ編綴し会計が保管する。
2. 議事記録：会議に際し必要事項について記録し書記が保管する。
3. 決算表綴：年度毎に作成した決算表を編綴し会計が保管する。

第7章 雑 則

第18条 会員の慶弔その他会員の身上に事故等が生じたときは、その対策処理等について役員会において協議し決定する。

第19条 役員会に出席できない場合は、会議前日迄に委任状を会長に提出する。

第20条 この会則を改正しようとするときは、総会に於て出席人員の2/3以上の承認を経て行う。

第21条 書記および会計が交替する場合においては、交替日の前日の日付をもってそれぞれが管理する帳票の冊尾に次の通り記載の上捺印し物品、および現金の現在高を後任者に引き継ぐものとする。

前任者 氏名 印

後任者 氏名 印 引き継ぎ 年 月 日

第22条 通常総会には、厚木看護専門学校学生自治会の代表者が、3名迄見学できる。

第23条 役員・幹事会開催時、2,000円を支払う。

附 則 この会則は平成元年6月17日から実施する。但し、第6条、14条、16条、23条はH2、6、24に改正。第10条、12条、13条はH3、6、15に改正。第6条、7条、9条、10条、13条はH5、6、12に改正。第6条、23条はH9、6、28に改正。第14条はH13、10、6に改正。第6条はH15、7、12に改正。第6条、第7条はH31、2に改正。第14条、第17条はR6.10.5改正。